

別紙

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の配分基準の考え方（平成30年3月30日付け29林政経第351号林野庁林政部長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																		
<p>別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」</p> <p>事業構想の指標（計画主体ごと）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">目標</th> <th style="width:20%;">指 標</th> <th style="width:20%;">算定使用量</th> <th style="width:40%;">指標の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) 高性能林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。 現状値に対する実績値の増加率（単位：％）＝（労働生産性（実績）÷労働生産性（現状））-100％ ※現状値：調査年度の前々年度までに機械を導入した事業体の、導入前年度を含む過去3か年の労働生産性の平均（累積）（m3/人日） ※実績値：調査年度の前年度までに機械を導入した事業体の、導入翌年度以降の直近年度における労働生産性の実績（累積）（m3/人日）</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p>	目標	指 標	算定使用量	指標の定義	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」</p> <p>事業構想の指標（計画主体ごと）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">目標</th> <th style="width:20%;">指 標</th> <th style="width:20%;">算定使用量</th> <th style="width:40%;">指標の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) 高性能林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。 現状値に対する実績値の増加率（単位：％）＝（労働生産性（実績）÷労働生産性（現状））-100％ ※現状値：調査年度の前年度までに機械を導入した事業体の、導入前年度を含む過去3か年の労働生産性の平均（累積）（m3/人日） ※実績値：調査年度の前年度までに機械を導入した事業体の、導入翌年度以降の直近年度における労働生産性の実績（累積）（m3/人日）</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p>	目標	指 標	算定使用量	指標の定義	(略)	(略)	(略)	(略)		
目標	指 標	算定使用量	指標の定義																
(略)	(略)	(略)	(略)																
目標	指 標	算定使用量	指標の定義																
(略)	(略)	(略)	(略)																
<p>別紙2 全体指標と個別指標</p> <p>I 施設費（ハード整備）</p> <p>1. 全体指標（計画主体ごと）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">目標</th> <th style="width:20%;">指 標</th> <th style="width:60%;">指標の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）</td> <td>必須</td> <td>①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）</td> </tr> </tbody> </table>	目標	指 標	指標の定義	(略)	(略)	(略)	木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）	<p>別紙2 全体指標と個別指標</p> <p>I 施設費（ハード整備）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">目標</th> <th style="width:20%;">指 標</th> <th style="width:60%;">指標の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）</td> <td>必須</td> <td>①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）</td> </tr> </tbody> </table>	目標	指 標	指標の定義	(略)	(略)	(略)	木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）
目標	指 標	指標の定義																	
(略)	(略)	(略)																	
木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）																	
目標	指 標	指標の定義																	
(略)	(略)	(略)																	
木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）																	

直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における間伐材・林地残材等及び製材端材由来チップのうち熱利用・熱電併給に用いられたものの増加率（％）（注5）

		②エネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材等由来のものの量（増加率）	直近2カ年の木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県におけるエネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材・林地残材等に由来するものの増加率（%）
		③（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

1. 全体指標（計画主体ごと）

目標	指 標		指標の定義
（略）	（略）	（略）	（略）
木材利用及び木材産業体制等の整備推進（木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの）	必須	①熱利用・熱電併給に利用されたチップ量（増加率）	平成29年度及び30年度木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県における未利用材及び製材端材由来チップのうち熱利用・熱電併給に用いられたものの増加率（%）（注5）
		②エネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材等由来のものの量（増加率）	平成29年度及び30年度木質バイオマスエネルギー利用動向調査に準ずる都道府県におけるエネルギーとして利用された木材チップのうち間伐材・林地残材等に由来するものの増加率（%）
		③（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2. 個別指標（事業実施主体ごと）

2. 個別指標（事業実施主体ごと）

（1）個別指標

メニュー	指 標		算定使用量	指標の定義
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須	①木質バイオマス利用量（増加量）	目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m ³ ）（注7）
		②施設の効率性	目標値	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m ³ ） / 総事業費（千円）（注7）
		③～⑤（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
木造公共建築物等の整備	（略）	①～③（略）	（略）	（略）
	必須	④川上との連携	（略）	（略）

（1）個別指標

メニュー	指 標		算定使用量	指標の定義
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
木質バイオマス利用促進施設の整備	必須	①木質バイオマス利用量（増加量）	目標値	当該施設によるバイオマス利用量の増加量（m ³ ）（注7）
		②施設の効率性	目標値	当該施設によるバイオマス利用量の増加量（m ³ ） / 総事業費（千円）（注7）
		③～⑤（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
木造公共建築物等の整備	（略）	①～③（略）	（略）	（略）
	選択	④川上との連携	（略）	（略）

（2）－1 国施策連携指標（必須）

メニュー	指 標	指標の定義
(略)	(略)	①意欲と能力のある林業経営体への登録及び経営管理実施権の設定 ②～⑥ (略)
(略)	(略)	森林経営管理法第36条2項に基づき公表された民間事業者（効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有し、経理的な基礎を有する者）として登録されているかの有無、経営管理実施権の設定の有無 (略)
(略)	(略)	(略)

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標	指標の定義
高性能林業機械等の整備	(略)	①・② (略) ③造林未済地解消に資する取組
(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備	(略)	①～⑤ (略) ⑥造林未済地解消に資する取組
木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	①バイオマス産業都市構想に基づく施設整備 ②農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づく施設整備 ③総務省マスタープランに基づく施設整備 ④災害等の復興に関する施設整備 (注11) ⑤地域内エコシステム」の推進に資する施設整備 ⑥造林未済地解消に資する取組
(略)	(略)	(略)

(2) - 1 国施策連携指標 (必須)

メニュー	指 標	指標の定義
(略)	(略)	①経営管理実施権の設定 ②～⑥ (略)
(略)	(略)	経営管理実施権の設定の有無 (略)
(略)	(略)	(略)

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標	指標の定義
高性能林業機械等の整備	(略)	①・② (略) (新設)
(略)	(略)	(略)
木材加工流通施設等の整備	(略)	①～⑤ (略) (新設)
木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	①バイオマスタウン構想又はバイオマス産 バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組であること

備		業都市構想	
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		② 災害等の復興に関する施設整備(注11)	(略)
		③ 地域内エコシステム」の推進に資する施設整備	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

II 推進費（ソフト整備）

II 推進費（ソフト整備）

全体指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
マーケティング力ある林業担い手の育成	(略)	(略)		(略)
	出荷ロットの大規模化等の推進を実施する場合は必須選択	製材工場等への供給増加量（目標値）		計画主体において本事業の実施により見込まれる製材工場等への供給増加量の目標値（m ³ ）
	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注15) (略)

全体指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
マーケティング力ある林業担い手の育成	(略)	(略)		(略)
	(新設)	(新設)		(新設)
	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注15) (略)

別紙2-1 得点表

別紙2-1 得点表

施設費（ハード整備）

施設費（ハード整備）

1. 全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)
木材利用及び木材産業体制等の整備推進	①～③ (略)	①-1～①-3 (略)

<p>(木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの)</p> <p>【全体指標】 ①及び②の平均点+③</p> <p>【個別指標】①及び②の平均点+③+④+⑤</p>		<p>②-1・②-2 (略)</p> <p>②-3 (略)</p> <p>③ エネルギー変換効率(木質バイオマスエネルギー利用施設〔%〕)</p> <p>70%未満又は確認不可 1ポイント</p> <p>70%以上 ~ 80%未満 2ポイント</p> <p>80%以上 ~ 85%未満 3ポイント</p> <p>85%以上 ~ 90%未満 4ポイント</p> <p>90%以上 5ポイント</p> <p>④-1 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係(未利用間伐材等活用機材及び木質バイオマス供給施設)(加点)</p> <p>事業者が登録木材関連事業者である場合 2ポイント</p> <p>④-2 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係(木質バイオマスエネルギー利用施設)(加点)</p> <p>登録木材関連事業者からの材の調達率が50%以上である場合 2ポイント</p> <p>⑤ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>木材利用及び木材産業体制等の整備推進(木造公共建築物等の整備に係るもの)</p> <p>【全体指標】①～④の合計点に⑤の補正率を乗ずる(小数点以下第2位止め)</p> <p>【個別指標】①～④の合計点</p>	<p>①都道府県全体の低層公共建築物の木造率(H29とH30の木造率の平均〔%〕)</p> <p>19%未満 1ポイント</p> <p>19%以上 ~ 26%未満 2ポイント</p> <p>26%以上 ~ 30%未満 3ポイント</p> <p>30%以上 ~ 35%未満 4ポイント</p> <p>35%以上 5ポイント</p> <p>※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。</p>	<p>①当該施設による地域材利用量(m³/m²)〔交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ床面積〕</p> <p>0.18m³/m²以上 ~ 0.20m³/m²未満 1ポイント</p> <p>0.20m³/m²以上 ~ 0.22m³/m²未満 2ポイント</p> <p>0.22m³/m²以上 ~ 0.24m³/m²未満 3ポイント</p> <p>0.24m³/m²以上 ~ 0.28m³/m²未満 4ポイント</p> <p>0.28m³/m²以上 ~ 5ポイント</p> <p>※木質内装は4ポイントとする。</p> <p>※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする(小数点以下第1位止め)。</p>
<p>(略)</p>	<p>② (略)</p>	<p>②・③ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>③都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率(H29とH30の木造率の平均〔%〕)</p> <p>9%未満 1ポイント</p> <p>9%以上 ~ 15%未満 2ポイント</p> <p>15%以上 ~ 20%未満 3ポイント</p> <p>20%以上 ~ 26%未満 4ポイント</p> <p>26%以上 5ポイント</p> <p>※ただし、ポイントに1/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。</p>	<p>④ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>④ (略)</p> <p>⑤全体指標得点の補正率</p> <p>都道府県面積(都道府県面積(国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和2年10月1日現在)から森林面積(林野庁計画課調べ平成29年3月31日現在)及び農地面積(令和元年耕地及び作付面積統計)を除いた面積)に占める防火地域と準防火地域(国土交通省都市計画現況調査平成31年3月31日現在)の合計面積の割合が</p> <p>40%以上の都道府県 1.2</p>	<p>(略)</p>

1. 全体指標及び個別指標得点（計画主体ごと）

目標	全体指標得点	個別指標得点
(略)	(略)	(略)
木材利用及び木材産業体制等の整備推進 （木質バイオマス利用促進施設の整備に係るもの） 【全体指標】 ①及び②の平均点+③ 【個別指標】 ①及び②の平均点+③+④+⑤	①～③ (略)	①-1～①-3 (略)
		②-1・②-2 (略)
		②-3 (略)
		③ エネルギー変換効率（木質バイオマスエネルギー利用施設整備〔%〕） 70%未満又は確認不可 1ポイント 70%以上 ～ 80%未満 2ポイント 80%以上 ～ 85%未満 3ポイント 85%以上 ～ 90%未満 4ポイント 90%以上 5ポイント
		④-1 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係（未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマス供給施設）（加点） 事業者が登録木材関連事業者である場合 1ポイント ④-2 クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者との関係（木質バイオマス利用施設）（加点） 登録木材関連事業者からの材の調達率が50%以上である場合 1ポイント
	⑤ (略)	
(略)	(略)	(略)
木材利用及び木材産業体制等の整備推進 （木造公共建築物等の整備に係るもの） 【全体指標】 ①～④の合計点に⑤の補正率を乗ずる（小数点以下第2位止め） 【個別指標】 ①～④の合計点	①都道府県全体の低層公共建築物の木造率（H28とH29の木造率の平均〔%〕） 19%未満 1ポイント 19%以上 ～ 26%未満 2ポイント 26%以上 ～ 30%未満 3ポイント 30%以上 ～ 35%未満 4ポイント 35%以上 5ポイント ※ただし、ポイントに3/5を乗じたものを当該指標の得点とする（少数以下第1位止め）。	①当該施設による地域材利用量（m ³ /m ² ）〔交付対象用途に係る地域材利用量/交付対象用途に係る延べ床面積〕 0.18m ³ /m ² 以上 ～ 0.20m ³ /m ² 未満 1ポイント 0.20m ³ /m ² 以上 ～ 0.22m ³ /m ² 未満 2ポイント 0.22m ³ /m ² 以上 ～ 0.24m ³ /m ² 未満 3ポイント 0.24m ³ /m ² 以上 ～ 0.28m ³ /m ² 未満 4ポイント 0.28m ³ /m ² 以上 ～ 5ポイント ※木質内装は4ポイントとする。 ※ただし、ポイントに2/5を乗じたものを当該指標の得点とする（小数点以下第1位止め）。
	② (略)	②・③ (略)
	③都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率（H28とH29の木造率の平均〔%〕） 9%未満 1ポイント 9%以上 ～ 15%未満 2ポイント 15%以上 ～ 20%未満 3ポイント	④ (略)

20%以上 ～ 26%未満 4ポイント
 26%以上 5ポイント
 ※ただし、ポイントに1/5を乗じたものを当該指標の得点とする(少数以下第1位止め)。

④ (略)

⑤全体指標得点の補正率

都道府県面積(都道府県面積(国土地理院全国都道府県市区町村別面積調平成27年10月1日現在)から森林面積(林野庁計画課調べ平成24年3月31日現在)及び農地面積(平成27年耕地及び作付面積統計)を除いた面積)に占める防火地域と準防火地域(国土交通省都市計画現況調査平成27年3月31日現在)の合計面積の割合が

40%以上の都道府県 1.2
 40%未満の都道府県 補正なし

2. 国施策指標得点

(1) 国施策連携指標得点

1. に定めるポイントに加え、別紙2のIの2の(2)-1の国施策連携指標の高性能林業機械等の整備については、以下の①～⑥のポイントを加算するものとし、それ以外のメニューについては、⑤のポイントを加算するものとする。

2. 国施策誘導指標得点

(1) 国施策連携指標得点

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容

① 意欲と能力のある林業経営体(森林経営管理法第36条2項に基づき公表された民間事業者)への登録及び経営管理実施権の設定

意欲と能力のある林業経営体に登録されている、かつ経営管理実施権の設定を受けている 2ポイント

意欲と能力のある林業経営体に登録されているが、経営管理実施権の設定を受けていない 1ポイント

意欲と能力のある林業経営体に登録されていない 0ポイント

②～⑥ (略)

(2) (略)

3 (略)

1. に定めるポイントに加え、別紙2のIの2の(2)-1の国施策連携指標の高性能林業機械等の整備については、以下の①～⑥のポイントを加算するものとし、それ以外のメニューについては、⑤のポイントを加算するものとする。

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容

① 経営管理実施権の設定(新設)

経営管理実施権の設定を受けている 1ポイント

経営管理実施権の設定を受けていない 0ポイント

②～⑥ (略)

(2) (略)

別紙3 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金ポイント

(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通> (略)

<自立的林業経営活動の推進> (略)

<山地防災情報の周知、森林資源の保護> (略)

<マーケティング力ある林業担い手の育成>

評価内容	ポイント
1 「緑の雇用」事業の定着率	
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。	
① 都道府県における過去5年間の林業作業士研修(1年目)の研修生の定着率が70%以上である。	1
② 都道府県における過去5年間の林業作業士研修(1年目)の研修生の定着率が70%未満である。	0
(削る)	(削る)
2・3 (略)	(略)
4 労働災害発生状況	
労働災害が発生していないか。	
① 都道府県の直近年の死亡災害数が「0」であり、かつ直近年の休業4日以上 ¹ の死傷災害数が過去3カ年の平均未満又は「0」である。	1
② 都道府県の直近年の死亡災害数が「0」又は直近年の休業4日以上 ¹ の死傷災害数が過去3カ年の平均未満若しくは「0」である。	0
③ 都道府県の直近年の死亡災害数が1件以上発生しており、かつ直近年の休業4日以上 ¹ の死傷災害数が各都道府県の過去3カ年の平均以上である。	-1
5 労働災害削減に関する計画	
労働災害削減に関する計画があるかどうか。	
① 削減に関する数値目標と具体的な取組を記載した計画がある。	1
② 具体的な取組を記載した計画がある。	0
③ 計画がない。	-1
6 「出荷ロットの大規模化等」及び「人材の確保・育成・定着(うち森林施業プランナー育成対策)」への取組	
(略)	
①・② (略)	(略)

(注) (略)

別紙3 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金ポイント

(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通> (略)

<自立的林業経営活動の推進> (略)

<山地防災情報の周知、森林資源の保護> (略)

<マーケティング力ある林業担い手の育成>

評価内容	ポイント
1 「緑の雇用」事業の定着率	
「緑の雇用」事業による就業者は定着しているか。	
① 都道府県における過去5年間の林業作業士研修(1年目)の研修生の定着率が80%以上である。	2
② 都道府県における過去5年間の林業作業士研修(1年目)の研修生の定着率が70%以上80%未満である。	1
③ 都道府県における過去5年間の林業作業士研修(1年目)の研修生の定着率が70%未満である。	0
2・3 (略)	(略)
4 死亡災害発生状況	
死亡災害が発生していないか。	
① 都道府県の直近年の死亡災害数が過去3カ年の平均未満又は「0」である。	1
(新設)	(新設)
② 都道府県の直近年の死亡災害数が各都道府県の過去3カ年の平均以上である。	-1
(新設)	
(新設)	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
5 「出荷ロットの大規模化等」及び「人材の確保・育成・定着(うち森林施業プランナー育成対策)」への取組	
(略)	
①・② (略)	(略)

(注) (略)

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。